

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

志賀町長 様

自動通話録音警告機貸出申請書

自動通話録音警告機を利用したいので、志賀町自動通話録音警告機貸出事業実施要綱第3条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。申請にあたっては、裏面の通話録音警告機貸出しに伴う誓約事項に同意します。

申請者 (利用者)	ふりがな			
	氏 名			
	住 所	(〒 -)		
	警告機設置電話番号			
	日 中 連 絡 先			
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)		
対象要件 ※該当するものに 「✓」してください。	<input type="checkbox"/> 高齢者のみの世帯（単身者世帯を含む。） <input type="checkbox"/> 日中又は夜間は高齢者のみとなることが常態化している世帯 <input type="checkbox"/> 過去に特殊詐欺の被害に遭ったことのある者又は不審電話を受けたことがある者			
世帯構成 (同居家族)	氏 名	続 柄	年 齢	備 考

申請 代 理 者	申請者との 関係	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ世帯の方 <input type="checkbox"/> 法定代理人（成年後見人等） <input type="checkbox"/> 親族又は申請者の身の回りの世話をしている方		
	(ふりがな) 氏 名		電話番号	日中連絡の取れる連絡先
	住 所	(〒 -)		

(裏面)

自動通話録音警告機貸出しに伴う誓約事項

- 1 申請書の内容を確認するため、必要に応じて申請者の身分証を提示すること。
- 2 申請書に記載された個人情報を町の委託者（自動通話録音警告機設置作業）へ提供すること。
※提供する個人情報は、警告機の設置又は保守に関する連絡の利用目的以外で使用することはありません。
- 3 自動通話録音警告機は、大切に使用し、転貸又は借用目的以外に使用しないこと。
- 4 自動通話録音警告機を破損または紛失した場合は、直ちに町へ連絡すること。
- 5 万一、故意または重大な過失で警告機を破損、紛失した場合は、町が提示する実費（修理または再購入価格相当分）を負担すること。
- 6 特殊詐欺や悪質商法の被害防止の啓発を図るために、町が自動通話録音警告機に録音されたデータの提供を求めたときは、録音データを無償で提供すること。
- 7 申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに町に連絡すること。
- 8 貸出期間が満了したとき、または警告機を利用しなくなったときは、速やかに町に返還すること。